



茨城県水源地域保全条例に基づく

# 森林の所有権移転等事前届出制度の改正

平成27年4月1日施行

届出が必要な土地は、地目が「山林」、  
「原野」、**「保安林」**、「雑種地」で、  
現況が**森林**の場合となりました。

## 森林の所有権移転等に係る事前届出制度

県知事が指定する「水源地域」内の民有林<sup>※1</sup>について、所有権の移転等に係る契約<sup>※2</sup>をしようとする者は、事前（契約予定日の30日前まで）に、届出なければなりません<sup>※3</sup>。

※1 「水源地域」は、各市町村の大字単位で指定されています。

※2 贈与、売買、交換、地上権等の設定、使用貸借、賃貸借に係る契約が届出の対象となります。  
なお、相続は対象外です。

※3 届出内容は、当事者の住所・氏名、契約の種類、契約予定日、移転後の土地の利用目的等です。

詳しくは、  
林政課ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/rinsei/>) をご覧ください。

茨 城 県